

令和6年度第2回
東大和市下水道使用料審議会 会議録

令和6年12月24日(火)

第2回 東大和市下水道使用料審議会 会議録

開 催 日 時	令和6年12月24日（火曜日） 午前9時30分～午前12時15分
開 催 場 所	東大和市役所会議棟2階 第7・8会議室
出席委員（7人）	山岸委員、安岡委員、柚木委員、大羽委員、内野(孝)委員、 内野(裕)委員、星野委員
欠席委員（1人）	高嶋委員
理 事 者（0人）	
部 長（1人）	金子まちづくり部長
公開・非公開の別	公開
傍 聴 者（0人）	
事 務 局（5人）	畠山下水道課長、山下事業経営係長、 荻原主任、越田主任、才郷主事
議 題	議事 （1）下水道使用料の適正な費用負担について （2）その他

○会長 おはようございます。ただ今から、令和6年度第2回東大和市下水道使用料審議会を開会いたします。前回の第1回目の会議で、会長を務めさせていただくことになりまして、私が進行をさせていただきます。

それでは、これから委員の皆様のたくさんの意見やお考えを頂戴できるものと期待しております。事務局から発言を求められておりますので、配布資料の説明とあわせてお願いいたします。

○畠山課長 おはようございます。下水道課の畠山と申します。まず、本日配布いたしました資料の確認をさせていただきます。お手元に、本日の次第、及び資料15と書かれた2点をお配りいたしました。次に、第1回目の会議におきまして、お答えできなかった内容、その他補足事項について、少しお時間を頂戴して申し上げたいと考えております。よろしく願いいたします。

前回の宿題ではないですが、まず、前回の改定時、市民への説明について回数は行ったという、19回やったのですけれども、特定の方への説明となっていないか、広く周知できたのかという点についてでございます。少し見にくいですが、こちらに表としてまとめてございまして、全19回あります。ただ、やはりその中では来られた人数が少ないということもありますので、広く周知できたかというところについては、課題なのかなと考えております。

次に、前回の改定率はという件についてです。私から、30パーセント(%)から40%とお答えしておりましたが、適切なお答えとしては、平均30%というところでございます。こちら訂正をさせていただきます。答申では、20%から30%とされまして、市では37%だとか具体的な数字が出ていましたが、平均30%ということで、議会等でも説明をしています。

次に、汚水管の改築更新は新たな技術なのかという点でございます。こちらについては少し説明が足りなかった部分がございますので、補足をさせていただきます。汚水管の更新には、地面を掘って入れ替える工法と、更生工法と呼ばれる工法がございます。資料の10、こちらの前回資料の18ページに簡単なお説明がございます。こちらの6段落目です。汚水管渠の改築更新による耐震性の向上の部分でございます。更生工法は、布設の下水道管の内側、内面に新たな管を構築するという工法でございます。更生工法によるメリットは大きく2つございます。1つは、多くの下水道管は道路下に埋設されていることから、地面を掘らずに済むという施工上、工事上のメリットがございます。これには、掘削を伴わないため、既存の埋設管への影響が少なく、工期が開削工法よりも短くできるということがまず1点。2点目、地面を掘ることによる残土や、建設の廃材、古い土管の削減ができるということになります。3点目、交通への影響を軽減できるということがございます。4点目、それに伴って騒音ですとか、振動など、環境への影響を低減できます。5点目として、工事全体のコストの削減を図ることができるとなっております。もう1つの大きなメリットとしては、更生工法によりまして、コストや工期等の見通しがつくことによりまして、計画的に改築更新が可能となることで、戦略的なまちづくりに貢献できるということになります。

次に、市内の開発の状況はということの質疑に対しまして、現状はマンション建設に伴うまとまった水需要はある程度で、人口普及率が100%となっておりますので、大幅な増加を見込むことは難しい状況でございます。ただ、戦略的なまちづくりに貢献できるということになりますと、例えば駅

周辺、こちらの都市機能の高度な集積によりまして、将来的には水需要が変わってくる可能性があると考えております。

次に、こちらは資料6の21ページの部分になるかと思えます。今日このあとの事務局説明にも繋がりますが、汚水処理原価が多摩地域の中で、比較的高い水準。だからこそ、前回使用料単価をかなり上げて、利益回収率も100%を上回るというところを目指したということについてです。委員のご質問も、似たような趣旨かと存じます。こちらについては、地形的な要因と、資金調達に原因があるものと下水道課としては分析をしております。まず、地形的な要因としては、当市は、東京都が整備しました清瀬の水再生センターへ、東京都が整備した下水道污水管に、当市の下水道管を接続して、汚水の処理をするというシステムになっております。この荒川右岸東京流域下水道、その処理施設の上流に当市は位置しておりまして、水再生センターは下流に位置しております。一般的に下水道管は、下流から整備されることとなりますので、東京都は下流から順に流域下水道の整備をして、それと合わせて市内の公共下水道を市が接続したという形になっております。そのため、供用開始が遅くなったという部分がございます。建設開始が昭和50年度、供用開始が昭和60年度ですので、この10年間は、下水道使用料を徴収できない期間になります。建設に当たっては、資金調達を国からの借金で賄うこととして、その依存度が高かったことというのが、要因の1つでございます。今日も資料で出てきたと思いますが、汚水処理原価には、維持管理にかかるもののほか、資本費として借金の返済にかかる元金及び利子、利息も含めて算出されますので、借金残高が少ない他の都内の市町村と比較しますと、当市の汚水処理原価が高くなっていると認識しております。

最後に、市が下水道を経営していることについて触れていただきました。今日の話題の導入になりますけれども、下水道事業は国から借金をすることで、工事の規模を大きくして、インフラを整備して、建設した下水道管でサービスを提供して、使用者である皆さんから下水道使用料を徴収して経営しております。ここで、会議のテーマであります、適正な負担について考えるにあたり、汚水をどのように表現するかというところなのですけれども、「汚水」の汚と水、この間に2文字入れていただきたいのです。これは市民に対して行う出前講座でも、皆さんに言っています。汚水、どうやって表現するか、いろいろ出てきます。「汚れた水」でしょとか、何だろうなと思いつかない方もいらっしゃいます。ここでは、「汚した水」ということで、話をさせていただきたいと思えます。皆さんが汚した水を下水道施設で浄化をして、川へ戻すという水循環の1つが下水道事業でございます。ですので、汚した水の処理については、原因者である市民が負担することになります。一方で、お天道様から落ちて来たあまみずの活用できない雨水の排除については、広く市民に便益が及びますので、その排除にかかる経費は税で賄うということが、前回も出てきました、「雨水公費、汚水私費」の原則でございます。私費である下水道使用料で市が建設した、所有している約243kmの污水管と、東京都が整備しました水再生センター、そこまで汚水を流し運ぶ污水幹線を維持するために1立方メートルあたり126.6円。1立方メートルを表現してみました。意外に大きく感じると思えます。建設した資産は、老朽化してきます。下水道施設を効率よく更新して長く使おうという取組が、ストックマネジメント事業でございまして、この点については前回ご説明をさせていただいたとおりです。この資産を、将来にわたって持続的、安定的に次の世代へ引き継ぐことが私たちの使命でございます。そ

のために、使用者の負担はどのくらいにすることが適切な水準なのかということ、ここでご審議いただきたいと存じます。少し長くなりましたが、私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今、説明がありました。前回の振り返りもありましたが、質疑は後ほどお時間をいただきたいと思いますので、早速議事に入らせていただきます。

日程第1「下水道使用料の適正な費用負担について」を議題に供します。事務局からの説明をお願いします。

○山下係長 改めまして、下水道課事業経営係の山下と申します。これから説明を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。まず資料のご案内をさせていただきます。カラー印刷の配布資料15「下水道使用料の適正な費用負担について」こちらのカラー印刷資料をお手元にご用意ください。このカラー資料に沿って、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。目次であります。上から1、本日の第2回審議会でご意見いただきたい事項であります。次の2と3につきましては、一括りの扱いになります。料金の見直しについての説明となります。この、2と3についての私からの説明を終えたところで、今回の進行ですけれども、一度区切りを入れさせていただきます、そこで委員の皆様からのご意見のお時間へと移らせていただきたく存じます。次の4と5につきましては、ここも一括りでございます。二重投資の関係のご説明となります。同様に、この4と5についての私からの説明を終えたところで、また一度区切りさせていただきます、委員の皆様からのご意見のお時間へと移らせていただきたく存じます。最後に、6は市民への説明でございます。

次の2ページをご覧ください。本日の第2回審議会でご意見いただきたい事項は、3つでございます。①は、いつまで、現状の料金設定で健全な経営を維持できるかについてであります。このあと、下水道事業の現状と課題、そして今後の取組についてご説明させていただきますが、適切な料金への見直し時期はいつかについて、ご意見をいただきたく存じます。②は、生活排水処理に係る下水道事業と清掃（し尿処理）事業との二重投資構造の解消に向けた取組であります。下水道事業の側からみた二重投資の現状と課題、今後の取組についてのご説明のあと、皆様からのご意見をいただきたく存じます。③は、市民への説明についてであります。暮らしの中では、「目に見えない下水道」それに対していただいている「料金負担のしくみ」などにつきまして、これまで以上に「伝えるための工夫」を意識した取組の必要性などにつきまして、ご意見をいただきたく存じます。

次のページからは、①に係る料金見直しについての内容となります。1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。(1)「下水道の費用負担のしくみ」であります。先ほど、下水道課長からの説明にもありましたが、イラストの左下、使って汚した水の処理、こちらの処理費用は、使った人が使った分の下水道料金によって負担する。これが汚水私費の負担の原則であります。イラスト右下、お天道様から落ちて来た雨水の排除のための費用、こちらは地域の住民が安全安心に暮らすための住民負担として、税金によって負担する。これが雨水公費の原則です。ここでお伝えしたいこと

でございますが、汚水処理の費用が、下水道料金で適切に賄われていないとどうなるか、または、今は賄えているけれども、これが賄えなくなってくるとどうなるか、という点であります。この状態になりますと、当然何かしらの補填が必要になってまいります。この補填には基本的に税金が充てられます。ですが、税金には限りがあります。本来の税金の分配先として、雨水排除のための費用に充てたいのに、汚水処理の費用のために税金が充てられるほど、本来の雨水事業のための財源が不足して、雨水事業が進まなくなってくる恐れがあるという状況でございます。このようなことから、汚水私費、雨水公費の原則により、費用の負担を明確に区分することが、市の行政サービス全体の視点からも重要となってくるものであります。

次の4ページをご覧ください。(2)「東大和市の下水道使用料の使い道」であります。こちらは令和5年度決算の数値を基に、下水道の使用料を100円とした場合、東大和市の下水道使用料が何にいくら使われているのかを、円グラフに表しました。円グラフの上の部分からですけれども、市の污水管施設の補修費用などに2円。料金徴収その他の費用に11円。人件費に3円。汚水をきれいにする経費に31円。そして、これまでの建設工事に対する借金の元金返済等に46円。その借金の利子の支払が7円。なおこちらの資料で、円の左の緑色のところには「借金の」と書いてあり、下のところには「企業債の」と書いてございますけれども、この借金と企業債は同じ意味でございます。緑の部分が元金の返済、青の部分が利子の支払でございます。ここで大きく分けると、円の左側が設備投資に係る費用で、こちらは「資本費」と表現されます。対しまして、円の右側が、使った水をきれいにするための処理費用や運営費で、こちらは「維持管理費」という言葉で表現されます。ここで、円の右側の黄色い部分にご着目いただきたいのですけれども、東大和市は汚水処理の処理場自体を有しておりませんので、東京都が管理する水処理施設を利用して、東京都と共同で事業を行う流域下水道という事業形態でございます。このため、東京都が管理する下水道管の幹線や、東京都管理の水再生センターなどの施設における運転費、電気料金、補修費などに対して、市は「負担金」という形で、市から東京都へ支払いを行います。この負担金に対しては、東大和市において料金を100円とした場合31円使われているということで、全体の約30%を占めているという現状であります。この点を念頭に置いていただきつつ、次は少し視点を広げまして、推計についてとなります。

1枚おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。(3)「総人口、有収水量、使用料収入の現状」と長期の推計であります。有収水量とは、下水道使用料の徴収対象となる水量のことで、大きくとらえますと、蛇口を捻ったり、トイレの水洗レバーを引いたり、洗濯機のスイッチオンなどをして、使った上水の水量のことを指します。グラフの左側が人口の推計、真ん中が有収水量の推計、右側が使用料収入の推計ですけれども、左から、将来的な人口は減っていき、真ん中の使われる水も減っていき、右側の使用料収入も減っていくという相関関係でございます。この推計は、令和2年度末に策定いたしました「東大和市公共下水道事業経営戦略」によるものですけれども、令和2年度に策定した当時の推計値に、現在近い値で推移しているところでございます。

次の6ページをご覧ください。(4)「污水管施設の改築更新費の現状」と長期の推計であります。前回の第1回審議会でも、東大和市の污水管は昭和50年度から建設に着手して、現在令和5年度の段階におきましては、完成の域に達し、今後は下水道管の改築更新整備が中心になる旨をご説明いたし

ました。この改築更新の投資については、施設の有効活用や長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストを低減するための「ストックマネジメント基本計画、そしてストックマネジメント修繕改築計画」に基づいて、将来的な事業費を平準化させながら、段階的に工事を実施していく取組につきまして、前回、こちらは施設担当係長より、ストックマネジメントの関係でご説明をいたしました。こちらにつきましても、現在計画どおりに進捗をしているところでございます。これまで、市では将来にわたって効果が残る、こうしたインフラ資産の整備事業の財源には、企業債、借金という言葉に言い換えますけれども、借金を活用してまいりました。今後も借金が財源の中心となることについては、基本的には変わりはありませんが、一方で、ひとつ前のページでお示ししたとおり、今後人口が減っていく時代を迎えた中で、これまでどおりの理由で、将来世代に借金を残す負担の仕組みが、果たして適切かどうかについては、例えば市が中期・長期計画を見直すタイミングなどにおいて、留意すべき点ではないかと考えます。

1枚おめくりいただき、7ページをご覧ください。(5)「水需要を取り巻く現状」といたしまして、企業経営の視点で、経営環境の変化をまとめてみました。「収益面」においては、今後、人口は減少。加えて、節水意識の向上や、トイレ、洗濯機、食洗器、節水型シャワーヘッドなどの節水型機器の普及及び機能の向上など、節水型社会と言える時代へと変遷しており、下水道使用料収益の減少は避けられない状況であります。一方「費用の面」においては、労働需給や国の賃上げ政策等を背景とした労務単価の上昇。ここに、今後の作業員や技術者といった人材の不足が予測されることから、更なる労務単価の上昇の要因となりうると考えております。また、昨今の社会情勢の変化による物価高騰の状況は、市の事業費の費用を押し上げるという点はもとより、市民生活における意識といたしまして「生活費を節約するために公共料金をなんとかできないかしら」という点から、節水意識のさらなる向上に繋がり、上段の部分の収益減少にも関わってくると捉えています。このようなことから、使う水は減るが、使った水を処理するコストは増える。その上で、ひとつ前のページでお示しましたが、将来の改築更新投資に対する備えも必要となってくる。このような現状と認識しております。

次からは、費用の面の増加要因で最も危惧されます東京都に対する負担金の推計について、ご説明いたします。次のページへ行く前に、大変恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけましたらと思います。円グラフのページでございます。この4ページで、下水道使用料で賄うべき経費の約30%を占めている、黄色の部分の流域下水道維持管理負担金、ここについてのご説明をこのあとさせていただきます。

大変恐れ入りますけれども、ページ進んでいただきまして、8ページをご覧ください。(6)「東京都への流域下水道維持管理負担金の推計」であります。①ですが、各市町が東京都へ負担する単価は、昭和57年以降、約40年間、実質的に現行単価が維持されています。この現行単価は、1立米あたり税込38,698円です。一方で②ですけれども、東京都の収支決算状況によりますと、東京都が、1立米あたりの下水処理に要した単価は、令和5年度で税込45,85円となっており、すでに、各市町からの負担金の現行単価、1立米あたり38,698円では賄えていない状況であります。そして、令和3年度から、直近3年度の処理単価の伸び幅が、東京都の想定を上回る値で推移しております。次に③ですが、現在の東京都の計画「経営計画2021」では、令和3年度から令和7年度まで

は、各市町からの負担金は現行単価を維持。そして、令和8年度から令和12年度までは、推計期間と記載され、尚且つ負担金単価改定等の見直しについては、継続的に検討していく、とされています。

④のこの状況から、のところです、申し訳ありません、ここで2か所資料の訂正がございます。1か所目は、「この状況から」の隣、処理原価と記載いたしました、正しくは処理単価でございます。原価ではなく単価でございます。2か所目は、その下の次の行の赤字の部分、税込55円と記載いたしました、正しくは1立米あたり税込55円ですので、円のあとにスラッシュと立方メートルが抜けてしまいました。大変失礼いたしました。以上2か所を訂正させていただきます。内容に戻ります。④として、この状況から、市では、東京都の処理単価の上昇率から試算をいたしまして、令和8年度から各市町が負担する負担金単価を、東京都が1立米あたり税込55円へ改定してくると、市では想定をいたしました。

1枚おめくりいただきまして、9ページをご覧ください。(7)「東大和市の下水道使用料と、使用料で賄うべき費用のバランス分析」であります。横棒が上から3本ございますけれども、真ん中の横棒が、汚水処理費と呼ばれる、使用料で賄うべき費用でございます。これに対しまして、一番上の横棒、下水道使用料は上回っていますので、現状は健全な経営が維持できていると認識しています。前のページでご説明をいたしました、東京都への流域下水道維持管理負担金は、位置付け的には、真ん中の横棒、汚水処理費の中の黄色の横矢印部分に含まれていますが、令和8年度から、下段に移ってまいります、東京都が負担金単価を改定した場合の想定では、赤色の矢印で表現をいたしました、この部分の費用が膨らんでくると想定しています。右下の文字の部分に記載をいたしましたけれども、汚水処理費用全体の約30%を占める東京都への流域下水道維持管理負担金の単価改定は、今後、市の下水道事業経営を直撃する要素となり、費用収益のバランス逆転を起こして、賄うべき費用に対して下水道使用料が追いつかなくなることになり、健全な経営維持が困難になると認識しています。

次の10ページをご覧ください。(8)経営により得られる損益の点から見ました、「利益剰余金の現状と今後の推移」であります。グラフに用いている用語のご説明をいたします。オレンジ色の折れ線グラフは、当年度純利益で、これは1年度間の事業活動で得られた利益のことであります。薄い緑色の棒グラフは、当年度未処分利益剰余金で、これは処分されずに繰り越されてきた利益の合計のことであります。聞き慣れない「処分」という言葉ですが、市の議会の議決を経て、利益の剰余について、まだ特定の使い道が与えられていない状態を「未処分」で、この特定の使い道が与えられた時に「処分された」と表現されるのですが、ここでは、未処分利益剰余金は「まだ特定の使い道を与えられていない状態の利益のプール」とお考えいただけましたらと思います。上段のグラフ図ですが、こちらは現行の市の経営戦略における計画値を経年的に示しています。オレンジの折れ線グラフで、1年度で得られる利益は、令和6年度以降、R6と書いているところ以降右側になりますが、約7千万円程度が続いて、これによって、薄い緑色の縦棒グラフ、利益の剰余金合計は、黒色の右肩上がりの矢印でお示しのとおり、上昇基調で推移。これが現行の市の計画値です。これに対して、下段のグラフ図ですが、東京都の単価改定を想定した見込ではありますが、オレンジの折れ線グラフが、令和7年度から令和8年度にかけて大きく下向き、括弧付きの赤い色になりますが、これはマイナスを表してい

ます。令和8年度はマイナスの約7千5百万円となり、以降もマイナスで約7千万円程度が続いていくと見込まれます。こうなってくると、薄い緑色の縦棒グラフの利益剰余金の合計は、令和7年度をピークに、令和8年度から、赤色の右肩下がりの矢印でお示しのとおり、減少のベクトルへと変わってくるの見込であります。

1枚おめくりいただき、11ページをご覧ください。(9)「経営指標の予測」であります。経営状況を表す指標として、5つの指標について、経年的な予測を表しました。上の表内、左の上部分から、白丸で5つの指標を列記しています。1つ目の丸の指標は、汚水1立米あたりで得られた下水道使用料収益で、使用料単価であります。その下、2つ目の指標は、汚水1立米を処理するために要した費用で、汚水処理原価であります。このすぐ右の、R5と書いています令和5年度決算の数値になりますが、汚水1立米を処理するために126.6円に対しまして、その上の部分です、同じ水量あたり134.9円の使用料収益を得ていることから、現状は賄えている状況と言え、このことによりまして、指標の白丸の上から3番目、処理に要する費用に対する、使用料による回収程度、経費回収率という言葉になりますが、こちらが100%を超えた値を達成して、106.6%でありました。指標の白丸上から4番目は、ひとつ前のページでご説明いたしました、1年度間で得られた利益、当年度純利益であります。同じくその右の部分ですけれども、令和5年度の数値ですが、経費回収率が100%を超えている結果、8,857万円の利益が生じ、その結果として、指標の白丸5番目、下段になります、当年度未処分利益剰余金、いわゆる利益のプールであります、4億1,362万円となりました。5つの指標を上からなぞっていくと、1年度間での事業活動による経営状況が、このように追っていくかと思えます。ここが令和6年度、令和7年度につきましては、令和5年度の決算状況からほぼ大きく変わらずに推移すると見込んでおります。しかしながら、赤枠で囲った令和8年度から、上から2つ目の指標、汚水処理原価が、東京都への流域下水道維持管理負担金の単価改定の見込によりまして、この数値が大きく上昇する見込となり、予測値は1立米あたり145.7円となり、1つ上の、現行の料金体系による使用料単価138.4円を上回り、真ん中上から3つ目の経費回収率は、100%を下回る94.9という想定をしております。ここでポイントとして捉えているのが、5つ目の指標、利益剰余金でございます。これまでの事業活動により得られた利益により、令和7年度末では約5億円を見込んでおりますが、この剰余金の水準により、令和8年度から今すぐに経営がひっ迫する状況ではないと捉えております。しかしながら、経費回収率が100%を下回る状況を長く続けることは、将来的な経営危機への温床となることから、今後どこかで、使用料の見直しが必要な状況であると認識しております。これらの経営指標の予測から分析点として、5つにまとめました。ポツ1つ目の、令和7年度までは、黒字経営を維持。ポツ2つ目は、単年度赤字となるのは、令和8年度以降。ポツ3つ目、令和8年度、令和9年度は、剰余金の対応などにより、経営の損益上の累積の赤字は生じず耐えられるものと考えます。ポツ4つ目、令和10年度以降は、剰余金の残の水準などから、経営の健全性維持が困難となってくると考えます。ポツ5つ目、経営の健全性維持のために、これらの指標の推移を的確に捉え、目標となる使用料単価をどの値に設定するかについて、見直しが必要と認識しております。

次の12ページをご覧ください。(10)「下水道使用料改定に当たっての課題の整理と取組」であ

ります。課題といたしまして、①東大和市の現状の経営状況は黒字経営ですが、令和8年度以降は単年度赤字が想定されます。②東京都の現行の計画は、令和7年度中に見直され、令和8年度から計画自体が改定されることが見込まれます。この計画改定と同時に想定される令和8年度からの東京都への流域下水道維持管理負担金単価改定は、近年の流域下水道事業の決算値を踏まえると、見直される確率が高いものと捉えています。改定の幅は、現時点では想定の外を出ない状況です。加えまして、更なる課題として、③下水道使用料体系の見直しにあたっては、料金徴収を委託してごきます東京都水道局と協議・調整が必要となり、かつシステム構築に時間と経費がかかってまいります。東京都水道局によりますと、この調整の期間は約10か月、かかってくる費用は1千万円以上とのことです。④は、現在上下水道を管轄する国の国土交通省におきまして、基本料金の必要性を含めた料金体系のあり方全体について検討が進められている状況であります。議論の結論はまだ出ていない状況でございます。今後、汚水処理に要する費用に対して、必要となる料金はいくらか。そして、どの程度の水量を使用している方へ、どの程度の料金を設定するべきか。これが、市が取り組むべき課題であります。この取り組むべき課題に対しまして、情報の収集、調査、検討を続けて、令和10年4月からの料金改定を想定し、以下のスケジュールで進めたいと考えています。まず、令和7年度に、東京都の計画改定内容を的確に見定め、市の事業の評価・検証を踏まえて、市の計画であります「東大和市公共下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画を見直します。あわせて、汚水処理原価に対して必要となる使用料単価を推計いたしまして、適切な料金体系を検討いたします。次に、令和9年度に、下水道使用料審議会を開催いたしまして、令和7年度と令和8年度の取組内容をご説明し、料金改定を提案いたします。

1枚おめくりいただき、13ページをご覧ください。冒頭でお示しいたしました2ページの再掲でございます。本日もご意見いただきたい事項の1つ目の料金見直しについての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ここまでの説明が終わりました。冒頭で、本日の会議でご意見いただきたい事項が事務局から示されております。まず、ここでは①「いつまで現状の料金設定で健全な経営を維持できるか」について、皆様方から、ご意見を伺いたいと思います。はじめに、私から2点ほど、ご質問をさせていただきたいと思います。1点目ですが、資料9ページで、横棒のグラフにより、使用料が汚水処理費にどれだけ使われているかが示されました。ここで東京都への流域下水道維持管理負担金が改定された場合の想定を入れた理由について、お伺いいたします。2点目ですが、ひとつ前の8ページで、流域下水道維持管理負担金の想定単価を、税込1立米あたり55円とした理由について、説明をしていただきたいと思います。以上です。よろしく願いします。

○山下係長 では私から説明をさせていただきます。ただ今2点ご質疑をいただきました。1つ目は、東京都への流域下水道維持管理負担金が改定された場合の想定を入れた理由についてでございます。こちらは、10ページをご覧くださいながらご説明いたします。東大和市は、令和4年9月、約2年前になります、財務省による実地監査が行われて、ヒアリングが実施されました。この実地監査にお

きまして、東大和市に対して、留意すべき事項という形で、今後下水道使用料の減少等により、経費回収率が低下する見通しである中、今後東京都への流域下水道管理の運営負担金、これは維持管理負担金になりますが、単価改定が実施される可能性があるところ、東大和市策定の経営戦略には、その旨が反映されていないという点、ご指摘をいただいています。こういったことから、状況に応じて、経営戦略等の収支計画を見直して、将来にわたって持続可能な東大和市の公共下水道運営を行うことが期待されるというような国からの指摘がございます。現在、市の策定している経営戦略を、来年度、令和7年度にこの指摘を踏まえて改定するにあたり、反映していない要素であります、東京都に対する流域下水道維持管理負担金の改定を想定した推計が必要というところから、今回この資料で、増加の要因といたしまして入れさせていただいたところがございます。

ご質疑2つ目でございます。1つ前の、8ページ、流域下水道維持管理負担金想定単価、一番下段の赤字です。税込1立米あたり55円とした理由についてでございます。こちらは、今8ページの③のところ、東京都の計画が、令和3年度から令和7年度までは現行単価を維持、と書かれているところですが、実際、令和3年度からの東京都の収支状況から、処理単価はすでに上昇していることにつきましては、少し触れさせていただきました。令和3年度から令和4年度にかけての処理単価の上昇は、パーセンテージにいたしますと、前年度比108.5%。その次の年度に向かって、104.3%という形で上昇しております。この令和3年度から令和5年度の期間の平均の上昇率を考えますと、平均すると106.4%。この上昇率の平均を、計画期間の令和12年度まで、この上昇率を用いまして、毎年約平均106.4%ずつ上がってくるという見込を算出いたしました。このような仮定で算出し、東京都による改定を、現行単価の約1.4倍、税込1立米あたり55円と推計したところがございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。続いて皆様方のご意見を伺いたいと思います。はじめに物価高の状況下での地域経済の現状ですとか、下水道使用料をはじめとした公共料金の上昇が、家計に与える影響について、ご意見などございましたら、よろしく願いいたします。

○委員 物価高が続いているということは、やはりインフレが続いているということなので、庶民の個人の一般消費というのは当然減退します。今の状況を皆さんおわかりの方もいらっしゃると思いますが、日本の金利というのはアメリカにも左右されるのですけれども、年次単位で見ると、やはり物価も金利も上昇傾向にはあります。今の段階で、ちょうど今年というのは、12月、1月、皆さんも注視されていたと思うのですけれども、ここで今月の18、19日、金融政策決定会合という、日銀が金利を決めるのですが、その時に、一応ステイでした。そのまま上げることはなく。それは、アメリカの中央金庫が金利を下げたことに起因するのですけれども、1月では恐らく、市場に参加している人間は、上げるだろうという予測もしています。ただ、日本の金利というのは、10年物の国債を基準にして動くので、今現状1.1を過ぎていない段階ですので、極端に上がることはないと思うのですが、長期的視点から見ると、上昇傾向にあることは間違いありません。ということは、どこかのタイミングでは上昇させないと、いつまでもインフレが収まらないということになりますので、確実に金

利は今後、上昇していくであろうと。私の個人的な見解も入っていますけれども、そう私は感じております。

○会長 ありがとうございます。今後は金利の上昇があるというお話でした。次にですが、そういうことを踏まえた中で、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員 ご説明の中で、12ページの、改定に当たっての課題と整理という、ここが私は、心していかなければいけないのかなと思いました。それを市では、どのように皆さんに周知してもらうかということが、一番の課題になってくるのかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。今後、説明をどうしていくか、市民の皆さんに周知していく方法について、今後検討していくというご意見でございました。次の委員、よろしく願いいたします。

○委員 ご説明ありがとうございます。難しく、頭がフル回転だったのですが、ここまで将来を見通して、いろいろ分析もされてというところを拝見すると、もう値上げはやはりわかっていたかしかないのかなというのは、すごく感じました。必要最低限のものでし、ライフラインを維持していくには仕方ないことなのかなと。どのように市民の方にこれをわかっていただくかというところと、周知できるかというところが、本当に大きな課題ではないかなと感じました。1つ、素人目線なのですけれども、東京都がこのように負担金を改定するであろうというお話をされているということは、各市町村が、負担が増える、市民の皆さんたち、都民の皆さんの負担が増えるということは、東京都ではわかっているということなのですよ。そのあたりの経緯と言いますか、そういうところがきちんと下りてくると良いのかなと、明確にというところはすごく感じます。あくまで先を読んで、市というのはそういうところも考えていかなければいけない、先取り、先取りはわかるのですけれども、東京都が上げるよと明らかに、市民の皆さんの負担が増えるよということがわかっているの、そういうところが具体的に早めに。そういうところがすごく大事なのかなというようにも感じました。以上です。

○会長 事務局にもその点についてお伺いしたいと思えます。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。経緯を明確に、そういったところも踏まえて説明をしていく必要があるというところがございます。ただ、今回、資料にも書いたとおり、下水道使用料の中の流域下水道に払う維持管理負担金については、まだやはり想定の域を出ないというところで、なかなか情報の出し方については難しいところでもあります。ですので、今回考え抜いた中でこのような資料になったわけなのですけれども、そのあたりは、もうあと1年も経てば状況が変わってくるはずですので、それまでの間に、こういう状況なのだという説明の仕方を我々のほうで考えて、市報ですとやはり紙面が限られてきますので、ホームページで、今回の審議会ではこんなご意見があり、こんな

審議をしましたというところは、説明したいなと考えております。

あともう1つ、国のほうでというところでありました、12ページ、中段あたり、課題の④のところです。基本料金の必要性についてなのですけれども、上水道については、基本料金を無くしていこうという方向になっているかと思えます。そうすると、下水道使用料も無くしていく方向になるのかなと、見込んでいます。そして、またやはり基本料金は高いのかなというようにも思えますので、そういったところは、次の改定までにどのようにしていくか、市として考えなければいけないというところがございますので、課題として持っております。実はこの部分については、会長と少しお話をする中で、基本料金高いよねという話がありましたので、課題としたいと考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。次の委員、お願いいたします。

○委員 今おっしゃっていた、基本料金というのは、今現状、基本料金を徴収しているということですよ。これからその基本料金を無くすということは、例えば1立米いくらという単価で、使用者さんに請求していくという形ですか。

○会長 事務局、よろしくをお願いいたします。

○山下係長 ご意見ありがとうございます。今のご質問ですけれども、よろしければ第1回目の資料の、パワーポイントのスライド資料20ページ、ございましたらご用意いただけましたらと思えます。今の基本料金のお話ですけれども、20ページの横棒の東大和市下水道料金（平成28年7月～）というところの、基本料のところにあたります。ここは使っていないけれども、そして8立米までというところを、基本料金という言葉で表現してございます。それ以降右側については、使った分だけいくらすよという形で、応量制に移ってくるというところが、水道料金、下水道料金の現行の基本的な料金体系の流れですけれども、こちらは、先ほど下水道課長からお答えしましたとおり、国におきまして、まず上水道のほうからですけれども、基本料金、使っていない、または使う量がすごく少ない人たちから、一定の定額を取ることに果たして適切な負担なのかどうかと。使った人が使った分だけ負担するという考え方もあり、ここの部分が残っていることについてどうかというところが、国のほうでも議論されているというところがございます。以上でございます。

○委員 よくわかりました。それともう1つ。こちらの使用料を100円とした時の表なのですけれども、全体の100円の中の半分以上が借金ですよ。借金の元金と利子に当たる部分になるかと思うのですけれども、今審議しているのは令和9年を想定して、これから値段を上げていきますよね。今は令和6年で、7、8、9年になるまでに3年ありますけれども、この借金はどんどん減っていきますよね。その借金と、その値上げのバランスというのか、それはどんな感じになりますか。

○会長 それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○畠山課長 今ご質問がありました。4ページです。「東大和市の下水道使用料の使い道」というところで、示しました借金の元金の返済に46円、借金の利息の支払いに7円というところになります。今まで、建設によって借りたものについては、徐々に減っていきます。ただ一方で、建設改良、入れ替え、更新にかかる借金もしていかなければいけないといったところで、これまで市では、残高を増やさないように、当年度に返す借金の額以上に借りないということで、残高を減らすようにしていきました。そして、企業債の利息については、これまで金利が低かったというところ、委員からお話がありました。今後金利が上昇することになると、この7円の部分がどんどん増えていくという形になってまいりますので、そういったところも使用料に対していくらという算出をしていく必要があるかなと考えております。以上でございます。

○委員 わかりました。ではそのことから。では1年間、例えば100円を返済します。維持管理にやはり100円以内で維持管理をしていくというような意味合いでしょうか。

○畠山課長 そのようなことが経営としては必要であって、費用が100円以内になった部分については、借金をせずに建設投資ができるという、建設に回せるということが、健全な下水道事業の経営ということになります。使用料単価が100%を超えると、取り過ぎなのではないかという市民からの声もあるのですけれども、そうではなくて、しっかりと100%を超える部分を確保して、それを次の投資に回していくということが、経営の大事なポイントになってまいります。以上でございます。

○委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○会長 それでは、次の委員、いかがでしょうか。

○委員 今のお話を伺っていて、グラフの中で一番怖いのは使用料の減少ですね。このまま人口は増えなくて、使用料が減ってくると、そのぶん単価を上げていけば、普通になっていくでしょうけれども、もう1つの大きな重みが、人口は減って、使用料が減って、でも維持管理する設備、それから維持管理費ですね。そしてかたや金利は上がる、皆さんの今、金額を、お給料でも何でも上げましょうという国の方針の中で、そういったものがどんどん上がっていきながら、かたやお水を無駄にしないように、やりますよね。減らしましょう減らしましょう、とやっているのですけれども、その減らすのは良いと思うのです。前向きな減らし方。もう1つ、前向きでないところは、人口が減ってくるという、そちらのマイナスというのは、いろいろ単価や何かも基本がどんどん上がっていく中で、こちらが良いこともしながらも、人口が減っていく、収入が減っていくという。これはもう、逆に言ったら例えばあと3年後のいろいろな値上げということがある程度想定していますけれども、本当に今やらなければ、右肩が下がってきた時に何かをしようと思っても、到底できることではないと思うの

です。ですから、本当に今見直すのが、もうこれはあとではだめよというくらいの気持ちです。全部を加味していくと、55円が想定でやっているのが、ひょっとしたら少ないかもしれないかなという気も今、してきています。

○会長 それでは事務局、その点について今後どういうことになりますか。値上げはこれからやっていかなければならないという形に対する対策とか考えがありましたらよろしく願いいたします。

○畠山課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、使う量は減っていきます。ただし、ここにも準備したのですけれども、1立法メートル当たりに溶け込んでいくし尿、あと生活雑排水、お風呂から台所からという水の処理、負荷については、変わらないはずなのです。ここに溶け込んだ水を処理するのに1立法メートル当たり150円。因みにその500mlペットボトル天然水は140円。どちらが高いか安いかではなくて、こういったシステムを維持するのに150円というのは、とても意義があることなのだとこのところ、説明をしていくことが大事であって、家計にとっては負担なのは間違いないのですけれども、下水を処理するシステムを維持することについての理解を得ていく、使用料が下がっていく中で、皆さんにもご負担をしていただかなければいけないところを、伝わりやすく説明をしていきたいと思っております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。委員、何かほかにございますか。

○委員 何かを洗って流した水は全部汚水として処理されますよね。では何もかも入れてとなりますと、その入れたものに対して、1つの汚れの元にやったものは処理の単価はそう莫大なものになりませぬけれども、いろいろな全部の汚水となると、処理単価はどんどん上がり、汚れの原因が2つになれば2つの処理方法を取らなければいけない。もっと違うものが入って、有機的なものが、非常に多くなってくると、有機汚水の処理というのは、普通の無機質の処理とは全く変わってくるのではないかと、そう思うと、本当に今おっしゃったように、全部入ってこの1立法メートルの中が、いかなものかなと思うのですけれども。そういう部分で言えば、処理困難物らしきものが入ることを避けるために、例えば油を拭いて流してくださいねとひとこと言うだけで、含有が減ってきた時には、処理費は安くなるのですか。

○会長 その点について、事務局からよろしく願います。

○畠山課長 家庭から出る油ですね。フライパンをそのままお湯で流せばきれいに流れていくわけなのですけれども、ふき取ってから洗うことで、下水道管への負荷、処理場への負荷というのは変わってまいります。そうすると、処理場で使う薬品などの使う量というのは少なくなってくるものと考えられますので、これについては東京都と市と連携をしまして、「油・断・快適！下水道」という形で銘打って、時期的には10月くらいでしょうか、水が冷たくなってきて油を流すと固まってしまいます

よという時期に PR などをしてしております。そういった方に対して、本当はインセンティブとして、何か下水道使用料を下げるような仕組みがあれば良いのですが、なかなかそういった仕組みができない一方で、お湯や大量の水と一緒に流せば流れるよという形で、使われる方をなかなか排除できないという下水道の特質があるのかなというところになります。我々ができることとしては、委員がおっしゃったとおり、下水道に負荷をかけないようにするという取り組みを、皆さん、小学生から教育として進めていくようなことが必要ではないかなと考えております。以上でございます。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 ということは、どこどこから流れて来た汚水です、東大和はこれですと、もしそこでゴミの仕分けではないのですが、そういうことができ、隣の区域からの排水がすごく頑張っってこんなにきれいにしているという評価が例えば単独で出るものなのかどうか。皆そこでパイプが違って入ってきて、全部一緒にされているのか、その中身がわからないですよ。

○会長 事務局からお願いいたします。

○畠山課長 ただ今のご意見でございます。水再生センターに流れ着くまでに、各市がどんな水の水質なのかというところでございます。これについては、流域下水道に流す、東京都が整備した管と、市がそこに繋いでいる公共下水道の管との間で、水質検査を行っております。東京都と共同でやっているのですが、これは何かというと、下水道の処理施設、水再生センターで、処理を困難にする物質が入ってきていないかという点検のためにやっているものでございますが、それを分析することによって、委員がおっしゃったとおり、うちの市の水質は良いよねと、言えることであれば、もしかしたら処理の負担金について、東大和市は安くしてくださいよというような交渉のひとつになるかもしれませんので、少しヒントをいただいたと思って、研究をしてみたいと思っております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、ほかにもございませんか。はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、次の委員、よろしくをお願いいたします。

○委員 私から1点。質問、確認が1点と、もう1つが意見です。1点目は、5ページをご確認いただいて、先ほど委員から人口とか、そういうお話がありましたけれども、この左のグラフの人口推計値というのが、実はすごく重要なファクターで、ここが変わると、いくら詳細な推計をしても、根底が覆ってきってしまうので、ここが実はすごく大事なところなんです。事前に資料をいただいたので、私もホームページを見たのですが、聞きたいのは、この人口推計が、かなり現実を見据えて、将来への希望的観測、いわゆる従来は、計画は大きめに作っているような、一昔前は、やはり市の政策的なものがあったので、減少はあまり加味していない人口が用いられていることが多かったと思うのです。

けれども、これはかなり精度が高いものかどうかというのが質問です。

○会長 1点目ですが、人口推計値についてご質疑です。事務局よろしく願いいたします。

○畠山課長 5ページの料金の見直しということの中の総人口の推計値でございますが、こちらは東大和市人口推計調査報告書が先にあり、そこから経営戦略を策定するにあたって参考としたものです。我々のほうで経営戦略の中で使ったものについては、しっかり名称を覚えていないのですが、社人研の数値の中でもネガティブな部分で、推計したものと記憶しております。ですので、実際の市の人口推計値は、少し上にあるような状況でございます。また、当市の特徴として、人口はやはり減っているのですけれども、世帯数としては増えているような状況がございます。それがどういう状況かという、水道の契約件数で言うと増えるという形になります。すると基本料金を取っていますので、この人口推計ほど下水道使用料は下がっていないというような分析が、ひとつ今あるところでございます。以上でございます。

○委員 よくわかりました。ありがとうございます。国立社会保障人口問題研究所、社人研と略すのですけれども、国の機関で、かなり精度を高めて、市の中の人口移動とかをしっかりと加味しているので、市で独自に推計するよりももっと詳細なものがベースになっている、しかも下位推計ということで、かなり悲観的要素も含めてということで、よくわかりました。あとは核家族化が進んでいるということで、そうすると例えばお風呂とかは、逆に使用水量が上がる傾向にあるのです。1人暮らしでも、2人暮らしでも、お風呂を入れると、意外とそこで増えていったりもするので、そのあたりは引き続き分析をされるともっと確度が高まると思いました。

もう1点の意見なのですが、10ページをご確認いただいて、下のグラフで、東京都の単価改定後の見込みが非常にわかりやすく説明されているのですけれども、先ほど委員から言葉が難しいとか、多分、当年度未処分利益剰余金とか、先ほど未処分は特定の使い道が議会で与えられてとか、このへんが少し難しいのかなと思いました。今後市民の方への説明を尽くしていくという観点からは、もう少しわかりやすい考え方として、例えば資金残高ですよね。キャッシュフローのキャッシュと置き換えると、皆さんわかりやすいのかなと思います。いわゆる家庭に置き換えた時に、銀行の通帳の残高ですよね。これがマイナスになってしまったら、食べ物も買えないし、料金も払えないし、と置き換えたほうが。これは意見です。見せ方は自治体さんによって様々で、ただ投資財政計画の中に、資金残高で示されている自治体さんもあるので、そういった説明をされている自治体さんの表現が私は非常にわかりやすく、使用料改定のタイミング、そこから市民の方にすごく伝わりやすいなと思ったので、そこはご検討いただければと思います。意見です。

○会長 用語につきまして、わかりやすい用語を使っていければというご意見でございます。これでひととおり皆さんのご意見を伺いましたが、もう1度こういうところを言いたいとか、また言い忘れたとかありましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは無いようで

すので、次に移らせていただきたいと思います。次に②の「二重投資」について、事務局からの説明をお願いしたいと思いますが、ここで休憩を提案いたします。いかがでしょうか。はい。それでは、暫時休憩といたしまして、今ここにある時計の11時まで、しばし休憩をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○会長 それでは、引き続きまして議事に入りたいと思います。これまで、「いつまで現状の料金設定で健全な経営を維持できるか」についてご意見を伺ってきました。続きまして、事務局からの説明に移りたいと思います。②の「二重投資」について、事務局からの説明をお願いいたします。

○山下係長 改めまして、②「二重投資」につきましての事務局説明をさせていただきます。それでは、資料の14ページをご覧ください。ここからは、下水道事業の側から見た、清掃事業との二重投資構造の現状と課題、今後の取組につきまして、ご説明いたします。(1)「下水道への接続義務」についてであります。下段のイラストをご覧ください。下水道に接続しているお家で使った水が、どのように流れていくかのイメージ図です。一番下の横棒矢印で示しているところですが、左側が、個人が設置・管理する部分で、ここを排水設備と表現いたします。右側が、役所が設置・管理する部分で、ここを公共下水道と言います。市が設置・管理する公共下水道は、令和5年度末で、人口に対する普及率を100%達成いたしました。資料の上段、ここは法律による接続義務の規定のとおりなのですが、今、東大和市にお住まいの方は、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために、排水設備を設置しなければならないという形で、接続義務の規定の対象となっております。

1ページおめくりいただいて、15ページをお開きください。(2)「これまでの下水道への接続促進の取組」であります。下水道への接続が義務化されている状況でも、現実といたしまして、繋いでいない未接続の世帯が存在いたします。イメージ図の左側は、お家で汚した水を、バクテリアなどの微生物の力により、きれいにして川に流す仕組みの装置である浄化槽、右の図はし尿をタンクに貯める単純な構造ですけれども、汲み取り式トイレでございます。前回の第1回審議会で、市報、市ホームページ掲載、そして戸別の勧奨訪問の実施といったこれまでの取組により、一定程度、未接続世帯数は減ってきたことにつきまして、ご説明いたしました。この個別の勧奨訪問の際に、直接伺った市民の方からの声といたしましては、「かつて、現役世代であった時に検討はしたけれども、年金生活となった今では経済的に難しい」といった高齢者の方のご意見、また、「今の生活自体に不便を感じていないので、例えば今の家を建て替える時に接続する」といったようなご意見がありました。こういった個別の事情によって、未接続の方は残っているというような現状でございます。

次の16ページをご覧ください。ここで、少し視点を変えまして、浄化槽や汲み取り式トイレにより溜まったし尿は、どのように位置づけられて、どこに行き着くかについて、ご説明いたします。(3)「下水道未接続者の現状、清掃事業の観点」でございます。「清掃事業」の言葉で、すぐに思いつく言

葉は「ごみ」の言葉だと思えますけれども、定義上、「ごみ」はこの下の図で「廃棄物のひとつ」の位置付けで、「清掃イコールごみだけ」というものではございません。法律で定義されている廃棄物には、列記しているとおりのものがありますけれども、下段の環境省のホームページを一部加工したイメージ図を、資料としてお示しいたしました。この図はあくまで大きく括ってというような位置付けの図でございます。左から、廃棄物のうち、事業活動によって生じた特定の20種類である産業廃棄物は、事業者処理責任を負わされています。それ以外のものは、一般廃棄物として、市町村が処理をする責任を負ってございます。一般廃棄物は、次の分岐で「ごみ」と「し尿・生活雑排水」に区分されて、下段の「し尿・生活雑排水」はさらに、「浄化槽汚泥を含む、し尿」と「生活雑排水」に区分されます。ここでご覧いただきたいポイントは、赤字で表記をしていますけれども、「浄化槽汚泥を含む、し尿」は、市町村が処理責任を負う「一般廃棄物」の位置づけであり、市は、清掃事業のひとつとして、し尿処理事業を行っているという点でございます。

1枚おめくりいただきまして、17ページをご覧ください。(4)「し尿処理の流れ」であります。東大和市は、市単独で、このし尿処理施設を有してはございませんので、近隣の7市、こちらは立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、そして東大和市、武蔵村山市で構成する組合であります、湖南衛生組合のし尿処理施設へ、市内から出る、し尿を運んでいます。湖南衛生組合の場所は、隣の武蔵村山市の大南にあるのですが、この湖南衛生組合は、組織している7市から運ばれてくる、汲み取り世帯、仮設トイレから発生するし尿、そして浄化槽から発生する汚泥を、希釈したのちに下水へ放流する業務を行っています。左下の図で、流れをお示ししていますが、まず、東大和市の下水の流れですけれども、東大和市から北東方向に向かっている黄色の矢印は、東京都が管理しています下水道の太い幹線です。この幹線を通して、清瀬の水再生センターへ流れていきます。一方でし尿の流れですけれども、東大和市内から収集したし尿を、隣の武蔵村山市の湖南衛生組合へ運び、ここで希釈されたのちに、下水へ放流されています。市が行う行政サービスの清掃事業のひとつとして、このし尿処理事業が行われますので、このし尿の処理の事業にかかっている経費は市が負担するという仕組みです。このページの右側中段に、青枠で囲った部分ですが、市が湖南衛生組合へ運んだ搬入量に応じて、各市で負担金を組合に対して払っていますが、この負担金の金額は、令和5年度の決算では、約1,500万円です。一方で、し尿を運び出す際の原因者負担としての、し尿処理手数料は、令和5年度は市全体で約150万円、支払っている負担金の1,500万円の全体の約10%ですので、残りは基本的には市税で、という対応となっております。

次の18ページをご覧ください。ここで、下水道利用者からの視点に戻りますが、(5)「下水道利用者の負担の構造」であります。まず、囲っている上段真ん中、黒枠で囲った部分ですが、(A)は下水を使っていることに対する原因者負担です。東京都が負担する流域下水道の幹線、太い線を通して清瀬の水再生センターへ流れる水量に応じて、汚水処理費として、市が東京都に対して下水の負担金を支出する仕組み、こちらは前述のとおりでございます。この東京都への流域下水道維持管理負担金に対しては、「汚水私費」の負担の原則によりまして、下水道使用料が充てられています。下水道を使う人たちは、使って汚した水処理のために費用を負担するという仕組みでございます。一方で、左側の黒枠で囲った部分の(B)ですが、市は、清掃事業のひとつとして行う、し尿処理事業の費用として、

湖南衛生組合へ負担金を支出している仕組みです。このし尿処理に要する事業費については、公費として市税が充てられています。ここで見えてきます、下水道使用者の側からの負担ですけれども、今度は右側の黒縁で囲った、黒丸のところですが、黒丸1つ目ですが、下水道を使っていない未接続者の希釈放流分を含めて、清瀬水再生センターでの水処理のための負担として、下水道使用料により(A)を負担しています。黒丸2つ目ですが、下水を使っていない未接続者のし尿処理のための費用が、公費負担の位置づけで市のし尿処理事業費として位置づけられているため、(B)についても、市税によって下水道使用者は負担しているという構造でございます。下水道使用者の側から見るとこの構造が、二重の負担を生んでいると言えるかと思えます。この二重負担構造の解消に向けて、下水道事業の点からも、また、清掃事業の点からも取組が必要な課題でございます。

1枚おめくりいただき、19ページをご覧ください。(6)「生活排水処理に係る下水道事業と清掃(し尿処理)事業の二重投資構造の解消に向けた取組について」であります。黒ポツの1つ目は、下水道事業による取組ですが、下水道使用者と未使用者との間に生じている費用負担の差を解消するために、下水道への接続促進は継続して実施してまいります。工夫といたしまして、イラストによるチラシも活用し、下水道への接続の必要性を訴える勸奨活動を継続してまいります。個別の事情によりまして、なかなか下水道への接続が進まないといった現状であることも事実でございます。こうした状況から、加えて、黒ポツの2つ目ですが、市全体の取組のひとつとして、清掃事業の側から、下水道未使用者に対して、はたして現状の負担が適切な負担と言えるのかどうか、湖南衛生組合への負担金に対して、原因者負担として、浄化槽の費用負担や、し尿処理手数料の適切な負担のあり方について、今後検討が必要ではないかと考えております。

次の20ページをご覧ください。冒頭でお示しいたしました2ページの再掲でございます。本日のご意見いただきたい事項の2つ目、「下水道事業と清掃事業の二重投資」についての事務局説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりました。先ほどと同様に、冒頭で事務局から示されました「本日の会議でご意見いただきたい事項」の、②「生活排水処理に係る下水道事業と清掃事業の二重投資構造の解消に向けた取組」について、ここで皆様方からご意見をいただきたいと思えます。ひとつ私のほうから確認をさせていただきたいと思えますが、15ページの、「これまでの下水道への接続促進取組」の絵があります。この中に、令和5年度末で、295世帯があるということなのですが、この295世帯の内訳として、この左側にあるのは浄化槽ですね。右側は汲み取りです。浄化槽と汲み取りの割合がわかったら教えていただきたいのと、右側の下水道の未接続、これは汲み取りですね。そうすると、確か下水道法においては、汲み取り便所を水洗便所に、下水道の供用開始から3年以内に改造しなければならないという義務が課せられておりますが、そのあたりについて教えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○山下係長 ありがとうございます。1点目、資料15ページ下段の、未接続世帯数の令和5年度末295世帯の内訳でございますけれども、左側の図の浄化槽が254世帯、右側の汲み取り式のほう

が41世帯という内訳でございます。2点目、法律上3年以内に接続をといるところでございます。人口に対する普及という形で令和5年度の末の状況でございますけれども、市内の人口に対する供用開始は終わってございますので、会長のおっしゃるとおり、人がお住まいの地域におきましては、もう繋がなければいけない状況になっているという認識でございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。まだ41世帯の方が、水洗便所の恩恵を受けていないという状況にあるという現状がわかりました。それでは皆様方のご意見を伺いたしたいと思います。廃棄物の処理の観点からご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員 市民世帯全部平等という考え方で、ものをお話させていただきますと、廃棄物全てが3Rと皆さんお聞きになっていらっしゃると思いますけれども、出さなければ一番いいのですが、出る量を減らしましょう、もう一回利用できますか、リサイクルできますか、という簡単な言葉で言うと、汚水の場合は、ましてトイレの汚水の場合は、非常に難しい。出さないわけにいかないですし、リサイクルは、昔はできたようですね、畑にまくとか。そういったことはだいぶ昔にあったようですが、今そういうことはできないという中で、毎回毎回、私たちは生ごみを出すのでも、水を絞って出すとか、これは違うからリサイクルに回りそうだとか、全部、廃棄物というかゴミは分けていますね。この汚水だけはそれはできないという観点から言うと、残っているのを、みんなで、市の皆さんの基本料金だとか、それから市の貴重な税金をそれに投じていくこと自体が、平等ではないなど。ちょっと厳しい言い方をするとそう思うのですね。それも何年もかけて、市の方たちが説得してもそうになっていくとなると、もう少し違うやり方でもご理解いただけるような。本当に早い時期、衛生面も考えまして。この中で、たぶんひよっとしたらお住まいになっていないお家もあるのかなと。お住まいではない放置されたようなお家ももしあるとするならば、そこから、例えば環境の問題で行きますと、空気もそうだし、土壌もそうだと考えると、こういうのを放置すること自体が、私たち住民にどこでどういう危害が加えられるかわかりませんので、総合的に考えると、こういったものをいち早く、やり方はちょっとまだわかりませんが、みなさんやっつけていらしてるものをもっと強化していくのができることでしたら。平等でありたいと思います。

○会長 わかりました。やはり平等ということが重要だということです。それでは次にお伺いしたいと思います。委員、お願いいたします。

○委員 今、こちらの17ページのし尿処理事業実績、これは209kl、立米にすると209立米ということになりますけれども、それが湖南衛生組合への負担が15,916,000円。これ1立米あたりの単価にすると76,153円になりますけれども、これを未接続利用者さんに負担をしていただくということですかね。

○会長 事務局、よろしく申し上げます。

○**畠山課長** 今回の立米あたり70,000円になるものを全て負担してもらおうのかというところは、まずそうではないというお答えになります。16ページにございますとおり、一般廃棄物の処理責任については、市の処理責任になりますので、原則としては市が負担について、丁寧に考えるところなのですが、ここでご提案している内容といたしましては、下水道使用料に比べて、維持管理がされているのかどうか。あとは、適切な手数料負担となっているのかどうかというところを考える必要があると考えております。以前、委員とお話した時に、16ページのごみの部分ですけれども、市は減量するために有料化に踏み切ったという部分があります。そうすると、その下のし尿、生活雑排水については、旧態依然のままでもいいのかというところで、市として考える必要があると考えておりますので、全て未接続者に負担させるわけではなくて、市として、どのようなし尿処理の原因者負担があるべきか、というところを考える必要があるということで、今回こちらにご提案をしたところでございます、以上です。

○**委員** わかりました、ありがとうございます。

○**会長** 続きまして、委員、よろしくお願いいたします。

○**委員** この浄化槽は定期的きれいに清掃がされているかどうか、点検には市が関与したりはするのでしょうかという質問を1点と、あと、率直な感想としまして、浄化槽を通してですけれど、川にちゃんと流していくというところでは、やはり空堀川とかすごくきれいにしましょうと市民の方ともそういうふうにしていて、子どもたちもきれいになっているところに入っていたりというのを目にした時に、やっぱりそういう風景はいいなと思いながらも、こういう内情を知ってしまうと、どうのかなというところが、率直な意見として感じました、以上です。

○**会長** ただいま委員の意見がございました。事務局からよろしくお願いいたします。

○**畠山課長** ご意見ありがとうございます。1点目、浄化槽の管理につきまして、我々3年ごとに、3年で未接続の世帯を回るという計画で勧奨をしております。今、2ターン目というような形になっています。訪問に行きますと、やはり生物処理しますので、ブロー、空気を送る機械が大事なのですが、壊れていたりというのが見受けられます。そうすると適切に処理されているかという、汚水が十分に処理されず、流れてしまっている、そういったところについては、強く接続の促しをしております。あとは、住宅地にポツンと残っているようなところ、たとえば、10世帯で一番奥が未接続になっていると、その周り、おおよけの水路の部分、公共用水域と言いますけれども、汚水が流れているということになりますので、そういったところについても積極的に我々のほうでは勧奨していく。ただ、係長からありましたとおり、私はそんなに不自由していないのだとおっしゃる方もいらっしゃる、ちょっと困ったものだなというところもありまして、今回、市として、し尿処理の全体について考える時期にあるのかなというところで、ご提案しているところでございます。管理とい

うところで言うと、役所仕事ということになってしまうのですけれども、浄化槽の設置許可については、東京都がやっております、清掃事業については、市のごみの担当部署がやっています。接続の勧奨については、下水道課がやっているということで、セクションが分かれてしまいますので、その風通しを良くするというか、横串をさすというところは、下水道課で、今積極的にやっているところでございます。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。それでは委員、よろしくお願いいたします。

○委員 感想的になってしまうのですけれど、その湖南衛生組合への負担金は1,500万円強、かなりの先ほどの委員さんが仰っていたように、高い金額でびっくりしました。それで未接続の世帯数の数字を聞いた時に、この汲み取りの41件、イメージ的に古いお宅なのだと思います。そういうところは、やはり高齢の方が住んでいるのかなというイメージで、今後本当にこういう方が残っているということは、市のほうと、あと東京都のほうですか、役割分担していると捉えるけれど、そこを本当に下水道課の方では、未接続者の勧奨にあたって、ネックなのかなというのが見受けられると感じました。あと、浄化槽のほうでは、初めに説明があった時に、うちはまだ現状維持で大丈夫だからとか、建て直しの時に考えるからとか、ちょっと頑固な人かなと私は感じちゃうのですけれども、そういうところも沢山あるというふうに、交渉中と考えてよろしいのでしょうかね。ちょっと難題ですよ。やはりこういう方たちに対しても、市のほうで色々対応しているということで、今後はじめに言った41件の方が、すぐにはもちろんいい方向にはならないと思うけれど、そうすると市の負担というものも、この数がどんどん減ってきた時に、金額が減るかもしれないけれども、清掃事業のし尿処理をどのようにするのか、それもまた一つのネックになるのかなと思うと、市でどこまで出来るのかなとも感じるし、課題山積みですね。以上です。

○会長 ありがとうございます。今、委員の話聞いていてふと思い出したことがあります。湖南衛生組合という組織は、各市で構成し負担していると思うのですが、さっき言った汚水の放流とかの事業内容だけではなくて、施設の面とか、用地の面とかについて、説明をもう少ししていただけますか。

○畠山課長 湖南衛生組合ですけれども、昔は下水道が普及していなかった頃については、湖南衛生組合のほうでも、汚水の浄化処理等をして、荒川ではなくて多摩川のほうに流すような施設であったと聞いております。清瀬水再生センターが整備されましたので、今現在はそちらに、薄めて、希釈して流すというような施設になってございます。時代とともに、そのような形に変遷しております、将来的にこの施設が残るのかということも長期で見据えると、東大和市の汚水処理については原則、下水道として処理する区域ですので、清掃事業を合理化していく必要があるのだということで考えております。下水道課としては、接続率100%を目指して、今取組を進めています。以上でございます。

○会長 そうしますと、あの施設は東大和ではなくて武蔵村山市にある。それで、今言ったように、もし普及率100%、今言った未接続も全て繋いだら、あの施設はいらなくなるのでしょうか。

○畠山課長 普及率が100%、全て下水道に接続したらいらなくなるかというところですが、なかなかそれは難しいところで、例えば下水道に繋いだとしても、地下があるような建物については、排水槽と呼ばれるものがありまして、一旦そこに汚水をためるのですね。下水、し尿含めて、全てためて、ポンプでうわ水をくみ上げて、下水に放流するという形になっております。そのようなところについては、どうしても汚泥が発生しますので、この汚泥を一般廃棄物として、湖南衛生組合に搬入しているというところがございます。これが湖南衛生組合の構成市のうち、当市以外のところは、そのような使い方をしております。当市については、まだ浄化槽の汚泥だとか、汲み取りのし尿を搬入しておりますので、この構成市の中では、搬入量が多い市でございます、以上です。

○会長 ありがとうございます。搬入量が多いとなると全体の案分でいきますと、量的な問題ではなくて、東大和市の負担が施設に係る費用負担が大きいということでもよろしいですね。それでは委員、どうぞ。

○委員 インフラといいますか、一軒家ぽつんと建っていて、ぜひ生放流ではなくて、下水道に接続してくださいと。そこに下水管が行っていなかった時は、かなりの負担金を利用者にかかるのではないかと思うのですけれど、今、東大和は意外と、そういうところはないと思うのですけれど、そういった問題というのはあるのでしょうか。

○会長 事務局お願いします。

○畠山課長 説明の中で何度か触れたつもりですが、下水道の人口普及率、人口のカバー率で言いますと令和5年度に100%になりました。なので、山の上にぽつんと一軒家じゃないですけど、そこまでお迎えに行くというものは今のところないのですが、当市の状況として、山の上に人が常時住んでいない建物ですけども利用が多い建物があって、そこからの汲み取りも多い状況がありますので、そういったところは、私道に下水道管を布設して、少しお迎えに行くようなことを考えなければいけないというようなことは、費用対効果を考えながら、今後検討する必要があるところです。あと少し戻りますけれども、先ほど委員からありました、住んでいない家があるのではないかとこのところですけども、実はこの数字には含んでおりません。そういった空き家については、やはり下水道だけではなく、空き家の対策として、街づくりとして取り組むべきところでもありますので、市の中で連携をしながら、未接続の解消に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○会長 よろしいでしょうか。それでは委員、よろしく申し上げます。

○委員 今その湖南衛生組合の件に関してですけれども、未接続が295世帯ありまして、金額の規模感の話ですけれども、切り替えをするのに、浄化槽を撤去して、配管の据え直しをするのに約50万円かかるとします。1世帯大体工事費が50万くらい。これ50万円×295世帯とすると、1,475万円なのですけれども、1年間これ湖南衛生組合への負担金15,916,000円より安くなってしまいます。これ例えばですよ、市のほうで援助しますというようなお話をして、工事をしていただいたならば、状況は大きく変わるのではないですかね。そんな考えはどうでしょう。

○会長 確かにそのとおりだとは思いますが、その点について、事務局より見解をお願いします。

○畠山課長 50万円をかけて約300世帯、改修すると1,500万円というところでございます。これについては、いろいろ議論がございます。私のほうでも、実は補助金を出してでもやったほうが良いのではないかと考えたこともあるのですけれども、やはり市内で出される意見としては、これまで協力をして接続をしてきた方との不公平感をどのように整理するのだというところで、なかなか現実的に制度としてできないというところがあります。ただ、やはり、先ほども申し上げたとおり、10世帯の一番奥が未接続というところが、課題としては早急に取り組まなければならない部分ですので、何か新しい手段を講じてでもやる必要があるのではないかと考えておりますので、引き続き、こちらについては、補助金という形になるかと思えますけれど、研究は進めていきたいと思っております。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。市のほうでは、融資制度というものがあまして、費用を借りられる。そのへんについては、まだあるのですか。

○畠山課長 接続に対しての融資、あるいは助成制度というものがあります。ただ、先ほど会長から話があったとおり、3年以内に接続の義務があるところに対しての補助制度ですので、それを過ぎてしまうと、これは活用できないという形になります。先ほど、申し上げた通り、令和5年度に人口カバーで100%を達成しておりますので、もうここから先はその制度に該当する方がいらっしやらなくなりますことから、委員がおっしゃったとおり、新しい制度として何か考えるべき時期にはあるのだと考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは次に、委員からご意見ございましたら、お願いします。

○委員 この二重投資構造については、少し難しく感じるころはあります。最初に戻るのですが、3ページに載っている一般会計と特別会計の部分になると思うのですけれども、税金を投入してやる部分と私費でやる部分、そのへんのところを明確にしてやるのが、やはり大前提なのかなというところはすごく感じます。雨水の部分になってきますと、余談になりますが、私が東大和にいたときに、南街通りですが、梅雨時もそうですが、台風が来ますと、道路に水が溢れまして、正直なところ、膝まで

水が来るのです。これは本当に深刻です。毎年、去年などもそうでしたが、全国ニュースで取り上げられています。まだ、状況が変わっていないと思っていたところが、私個人的にあります。なので、そのへんの部分について、特別会計でやるのか一般会計でやるのかはあるのですが、その資金の使い方をしっかりと明確にしてやっていただいて、税金面でやる部分については、その部分をしっかりとできるような対策をとっていただけるのが良いのかなと感じたところでございます。

○会長 ありがとうございます。南街地域も大雨の冠水というのが今でもあります。その中で、確かに前回の雨水幹線ですかね、整備していると説明もありましたので、いずれ解消するのかなと思っております。それでは事務局から、今の意見についてお願いします。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。一般会計の税金の使い方と私費として下水道使用料の資金の使い方というところでございます。おっしゃる通り、そういったところを整理した上で、し尿処理にかかる費用負担をどれだけ皆さんにお願いしなければならない水準なのかというのを、今回の審議会のご意見を踏まえて、来年度、再来年度で形にして、市民に説明していく形で、今後の計画を立てておりますので、今いただいた課題を明確にできるようにしていきたいと思っております。あと、浸水について、皆さんにおかれましては、実際に被害を受けたこともある、これは昭和の時代からだと思うのですが、これがようやく、東京都が太い管を布設していただくことになりました。完成までには15年以上かかるということですので、なかなか解消までにはいかないですけれども、これを活用して、少しでも軽減できるように、掘ったトンネルに雨水を貯留できるように、今、東京都と調整をしているところでございます。少しでも道路に水が出ないような工夫を、道路の担当と、東京都と進めているところでございます。こちらについては、委員がもしかしたら、地下に降りて、シールドマシーンを見学されたと伺っております。

○委員 地下には行かずに、上で。すごい計画で、私はこちらに越してきて、まだ35年くらいです。まだまだ新しいと思うのですが、びっくりしました。でも、あれだけのものを夜中でも推進していくという大事業に、一歩出たということが。何年も皆さんがお願いしていましたよね。10年先か、15年先かわかりませんが、ひとつ小さな穴が開いたような、大きいものですが、小さな穴が開いたのかなとうれしく思いました。待ち遠しいですけれど、長いですね。

○会長 では、本題に戻りたいと思います。今まで意見を色々いただきました。委員からもお話を伺いたいと思います。

○委員 お話を伺っていて、本当に非常に難しい問題で、答えはないんですよ。かなり水洗化率は高いほうで、地方には接続しないところが残されているというのはかなりありますけれど、やはりそれなりの皆さんのご事情がございまして、ひとつは経済的な視点。やはり1か所50万というのはかなりの投資なので、その経済的な面と。あとは高齢の一人暮らしとかですと、もう先がないからみたいな

方。あとはそもそも不自由はしていないとか。説明しても理解は得られない。そういう方もいらっしゃるので、すごく難しいと思います。そういった中で、先ほど委員のほうから、50万円×300世帯をやっ飛ばせばいいのではないかと。ただそれも行政としては、まさにその話をいろいろなところで私も聞いて、これまでやってきた人との不公平感があると思います。感じたこととして、未接続者が下水道につなぐインセンティブが働けば接続に向けて行動が変わるのですけれど、なかなかインセンティブは働かせにくいという中で、愛知県のとある町で、まだ整備途上の段階なので、下水道を整備して、繋いでくださいと、どんどん区域を拡大しているところなのですけれども、わかりやすいチラシを作っています。繋ぐとお得ですよと、このままだと損しますよ。浄化槽ですと、もう浄化槽がついているお宅ですと、先ほど清掃の話があったと思いますが、あれは浄化槽法の6条12条で、点検が義務付けられているのですけれど、だいたい1回6万とか、数万円かかる。それを毎年やらなければならない。ただ、やらなくてもよいのです、それが難しいところで、罰則規定がないので。逆に下水道法の接続義務は3年後、これは法に定められているけれども、罰則規定がないのが、両方とも難しいところなのですけれど、ただ浄化槽を残していくよりも、下水道に繋がったほうが、中長期的にお得ですよ、みたいなチラシを作って勧奨をやっていたので、これは参考になるかと思います。ただ事情は違うので、東大和で完全に適用になるかはわかりませんが、プラスこれも少し違いますが、接続開始から3年以内に接続するのに補助金を出しているところがある。これは共用開始から出していたので、50万円全部ではないですけれども、例えば1年目は30万負担します。2年目は、20万。3年目、10万。4年目からなくなりますとしたら、みんなすぐつなぐ。早割ではないですけれど。そこはこちらには適用されませんが、そういった形でお得ですよ、損しますよという言い方です。人間て、経済学的に、損するよと言われると、買わなければならないというのがあつたみたいです。人の行動心理に働きかける、プラス、委員が言われた、先ほどの空堀川がきれいになるとか、そういった環境面というのも重要なですよ。人の良心に働きかける。清い心。そのいろいろなものとの合わせ技でやっていくというのが、結構いろいろな全国の自治体さんが色々な苦勞をされているので、参考になるかと思います。ただ答えはひとつではないというのが難しい。感想のようになってしまいましたが、以上です。

○会長 ありがとうございます。愛知県の事例も含めていろいろと対策についてはあるようですので、今後、事務局の下水道課におきましては、委員からいただいて参考にしていただければと思います。よろしく願いいたします。他にこの件について、②について何かございますか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。では、③市民への説明について、事務局からの説明をお願いいたします。

○山下係長 改めまして、説明をさせていただきます。資料の21ページをご覧ください。前回の第1回の審議会で、これまでの市民への説明のところ、委員から、市報への掲載が少し小さいのではないか、周知の方法に工夫が必要ではないか、というご意見をいただきました。まさにご指摘のとおりでございます。これまで市報を中心とした従前の広報・啓発活動については、発想を変えて取り組む必要があると認識しているところでございます。下水道は埋まっているので、見えないことから、

どうしても直接目に触れる事柄としての興味関心は起こりにくいものでございます。ですが、下水道の費用に対しては、料金として直接請求されています。では、何に対してお金がかかっているのという視点から、一つの方法として、図やイラスト、Q&A方式を用いて、伝える工夫を意識した広報・啓発活動に取り組んでまいります。

次の22ページをご覧ください。今、デスクの目の前にこの会場に用意いたしました1m³、1立米、こういった点につきましても、下水道に従事している立場ではない人からすると、ほとんど意識することのないような、こういったところに我々としても着想を置くべきだととらえてございます。こういった視点から、まずは市役所職員の意識から変えていくのだというつもりで、こうしたホームページでの活動からスタートをいたしまして、以前には疑問にも思わなかったことに対する気づき、こういったことを意識してやってみたら、次は掲示物やチラシでも工夫できるのではないかと。さらに、こういったことをイベントなどの際に紹介できるツールとして、我々も蓄積をしていけるのではないかなどと、工夫を重ねて取り組んで参りたいと考えてございます。

23ページをご覧ください。本日、ご意見をいただきたい事項の3つ目の市民への説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問、またはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 結構、今まで、お話が出ていた中で、いろいろヒントになるようなことが出ていたのではないかと思います。こちらの資料の中にも、割と家庭的な絵も載っていますし、家庭を基盤にして伝えていく、それが市とか都になると、それが大きくなっているという形になっていると思いますので、私などは家庭で考えてもらおうと良いのかなと思いました。以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局からありますか。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。これまで審議の中で、いろいろなヒントがありました。ただその中で、やはりホームページだけでは伝えきれない部分があります。今、まちづくりの中では、都市マスタープランを策定するにあたって、市役所の外に出て行って、ブースを構えて、市民に対して接して説明をしていくという取り組みをしております。下水道課についても、そういった取り組みが必要なのだろうなというところがございますので、例えば産業まつりだとか、そういったところのブースで、市が積極的に説明をすることが必要なのかなと考えておりますので、前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○会長 説明が終わりました。それでは次の委員、よろしくお願いいたします。

○委員 是非子どもたちに周知していただけたらなとすごく思います。出前授業等でもよいので、ち

ようど上水道、下水道、小学校で教わる時期がありますので、やはり今回お話いただいた中で、初めて知ったのは、下水道事業というのは経営をしているというところだったのですね。市民としては、下水道使用料金を払っていけば、当たり前のように維持管理がされていると勝手に思っていたのですが、それをしていくには、人口の減少だったり、そういうのが関わってくる。なんでもそうですが、今の状態を良い状態に保っていくには、こういうところでお金を使っていくのだよと子どもたちにきちんと知らせてほしいですし、お金のことは子どもにあまり話さないほうが良いというのが、昔はそんな風潮があった感じですけど、やはりこれから投資の時代だったりしますので、そういう意味でも、子どもたちに、どういうふうにお金が使われているというところが、きちんと伝わる形が望ましいのかなと思いました。以上です。

○会長 ありがとうございます。それでは次の委員、お願いします。

○委員 PR活動ということで私センスがないので、あまり浮かびませんが、昔は回覧板というのがあったと思うのです。近所の人の集まりがありまして、A3ぐらいのファイルみたいのがあって、そこに市報みたいのがはさんであって、それを隣の家に持っていったりして、それで皆さんが情報共有するようなPRの仕方をしていたと思います。私の場合はほとんどインターネットで、市のホームページから市報を見ているけれども、市民の方にはネットも使われない方もいるし、中には、市報に目を通す機会すらない方もいると思うので、そのあたりが課題になってくるのかなという気がします。課題を踏まえて、PRをお願いしたいと思います。

○会長 その件について、事務局のほうでご意見ございますか。

○畠山課長 ありがとうございます。ホームページだけではなく、市報、出前講座をやっています。いろいろなチャンネルで説明をしていきたいと思っています。ただ、やはり出前講座は大人の利用が多いところですので、委員からあったとおりで、どういうふうの下世代に伝えていくのか。下水道施設を含めた社会インフラのバトンを渡すのは下世代です。そういったところに周知をしていくことについて、検討をしていきたいと思っております。先ほど委員からありましたとおり、川がきれいになるのだよというところは、恐らく子どもたちには響くのだろうなというところもあります。あとはやっぱりこの1㎡の大きさですね、1立米当たりの処理も150円だし、自販機で水を買っても150円だし、それぞれに価値があるのだよというところは、お金の話、使い方としてはとてもいいのかなと考えておりますので、皆さんからいただいたヒントを基に、やって行きますので、よろしくお願いします。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に委員から、よろしく願いいたします。

○委員 水は捨ててはいけない、この水道は使わないで、捨てるのだったらこっちの流しでなければ

だめだ、と区分されている。「なんで？」というのはみんな知らなくて、ここだめよ、こっちはいいのよというだけで動きがちです。それなぜかというのがわかったら、もっともっと水に対する考え方が、先ほどのお話しですけれど、変わると。ちょっと長くなりますけれど、ごみ袋が有料化した時に、ものすごい反対があり、皆さん反対していた。でも今、それが決まって、そうすると50から10、20と区分があるのですけれど、では自分たちが何の努力をしたらいいのかという、水を絞ろうよとか、ちゃんと分けましょう、プラスチックはプラスチックにしましょう。その有料にはならないまでも、そういうことしていこうという努力は、個人でちょっとだけやったねというご褒美みたいな感じがあるのです。この料金改定は、ご褒美がちよっと見えてないというか、同じ処理費でも見えていないのです。先ほど子どもさんの話もあったけど、このお金はこういうふうになっていくのだというそっちがご褒美。心地よい環境になるのだとか、そういったご褒美を、こうなればこうなるのだということを確認すると、意外と単純な私たちも、やったねという気持ち、みんなで頑張ってみようかというふうな協働の何かが生まれてくるのではないかと思うのですけれど、そういったスローガンがあれば、非常に私たちもやりやすいかと思うのですけれど。

○会長 ありがとうございます。何かヒントということで、感想とかあったら、事務局お願いします。

○畠山課長 ありがとうございます。実はそのスローガンというものは、経営戦略の策定にあたっては非常に重要なところだったのですけれども、当時、策定する時に考えていたけれども形にはならなかったものなのです。なので、ご褒美という形で、どんなにいいことがあるのか、使い道がこうなのだとはっきりさせる意味でも、経営戦略の改定においては、そういった標語やスローガンを使って、わかりやすく伝えていくことというのも大事なかなというヒントをいただきましたので、前向きに検討させていただきます。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。それでは委員、お願いいたします。

○委員 私は、この会議に参加させていただく前に、令和5年度の直近の決算書を見させていただきました。あまり自治体の決算を見ることはないのですが、ちょっと勉強しながら見ていたのですけれど、これで、どこで赤字になっちゃうのと最初思ったのですけれど、その理由が、今回の説明で、東京都の負担金のことよくわかりました。ただ、どこかのコメントで赤字化するとか書いてあったのですけれど、これ赤字化には多分ならないとは思っています。いろいろな対応の仕方があるとは思いますが、先ほど出ていた剰余金の話で、あれは結局、純利益がBSに飛んだ段階で発生しているものなので、ごめんなさい、わかりやすい言葉で言いたかったのですけれど、あの指標は、一般企業で行くと、自己資本と一緒に捉えると安全性の指標になります。なので、あまりそれをアピールして取り崩していくのを積極的にやるというのは、あまり賛成できる方向性ではないかなとは思っています。私が東大和にいた時からそうだったのですけれども、東大和市は本当に住みよい街だと思って

いましたし、その前、私が赴任する前、10年前から、日産の工場がなくなったあたりからなのですから、地域性がほぼ変わっていたのですね。ものづくり企業があったのが、私の勤めている時に10年前から8割減っていました。マーケティングとしては個人マーケティングの店舗にちょうど変貌するような状況でした。ですので、市民の皆さまは、住みよい街づくりをしていくと。皆さんで支えて行くという方向性のアピールをしていったらいいのではないかなとは思いました。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございました。事務局でその点について、取り崩しについてのお話があったのですが、いかがでしょうか。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。剰余金の処分については、安全性の指標ということで、そのような視点があることを学びましたので、企業経営の参考にさせていただきたいと思います。先ほど委員からもありましたけれども、資金収支の現金収支の黒字と、損益計算上の黒字、赤字という2つの考え方があるので、そこが対市民に対しては難しいところだと思います。我々も一生懸命やっているつもりではあるのですが、伝えきれない部分があるので、伝わる説明の工夫をします。やはり現金収支上の話のほうがわかりやすいのかなと印象を受けましたので、検討をまいります。どうもありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。また最後になりましたけれど、皆さんのいろいろなご意見がっぱい出てきている中で、委員からご意見をぜひお願いします。

○委員 市民への説明ということで、来年度以降、また経営戦略の改定、料金単価の見直しは引き続き検討ということですが、全国的に見ると、ここ数年、使用料改定を実施している自治体さんが多いです。都内ではまだまだ少ない。やっぱり都内の人口密度がそれなりに高いのですが、地方に行くともう数年前から人口減少が始まって、施設の老朽化も進んで、ここ数年コロナのあとウクライナ情勢とかで物価の高騰というのがかなり響いて、今年、去年、値上げしている団体さんすごく多いので、事例が本当にたくさん出ています。なので、チラシとかすごくわかりやすく作っているのですね。これは茨城県のとある市さん、この会計書、今年4月、これホームページに載っているのでも公表されていますけれども、世帯のイメージとか、イラストがついて、おじいちゃん、おばあちゃんのところとか、4人世帯だと、いくらがいくらになりますというのが書いてあって、裏には、なんで必要なのかというのがすごくわかりやすく。これQ&Aとかも載せているのですね。見たら聞きたくなるので、その聞きたいことを最初に書いてしまうみたいな構成で、「なぜこのタイミングでやるのですか」ですよ。聞きたい側は書いてあるじゃん。「これからも税金で賄うことはできないのですか」やっぱり気になる、今日も話出ていましたよね。「今後また改定を行う必要ありますか」ともう聞きたいこと3つ、ずばっと書いてあるので、非常にわかりやすい。こういった事例がたくさんあるので、ご参考にしていただければと思います。

あと、先程スローガンというお話があって、それで思い当たったことがあります。先日11月東北地方のとある市ですけれど、本当に田舎のほうに調査に行ったのですね。今年の4月に供用を開始して30年超えるのですけれど、はじめて値上げをする。45%上げる検討をしている自治体で、審議会をやって、地区の代表の方、町会長さんとか中心に、〇〇地区、××地区、あと学識経験者が入ってやったのですけれども、最終的に事務局が提案したよりも高い料金に収まったと聞いています。ここぐらいの費用負担かなというのを、それ以上払ったらいいのではないか、この水準だったら3年後にまた改定が必要になり、月いくら上乗せして負担すると値上げが5年先に延びるという中で、そのスローガンになったのが、「次世代に負担を先送りしていいのか」というもの、別に事務局が仕込んだわけでもなんでもなく、丁寧に2年かけて、懇切丁寧に説明した結果、委員の方から自然にそういう話が出たというのがすごく印象に残っています。なので、東大和市の今度の改定率も、久しぶりということに、この前は平成28年でしたっけ。例として挙げた市のように30年ほどは経っていないでしょうけれど、やっぱりかなり上げるとなると、そういった丁寧な説明と広報がポイントとなる。あとどうしても行政って説得しがちなのですけれど、納得してもらおう。説得だけではなくて納得するための工夫というのがたぶん重要で、そのへんがここ数年やっている自治体さんからすごくたくさんヒントが出ているので、いろいろ事例調査なされると、いろいろなことが転がっていると思っております。私から以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局から、この点について何かありますか。

○畠山課長 ありがとうございます。沢山のヒントをいただきましたので、勉強いたします。

今回事務局のほうから添付をしております資料の2ページになります。①の最後です。適切な料金への見直しの時期はいつかというところでございますが、順調に考えますと、先ほど委員からもありましたとおり、経営戦略をまず見直して、その中でどんな使用料体系にするのだというような検討があって、それを皆さんのほうに説明をし、提案をして、様々な事務を踏まえると、令和10年4月からというような形で、事務局としては、一つの考えとして持っているところです。このことについて、再度確認の意味でご意見をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○会長 今、事務局から話がありました13ページのP2再掲というところで、本日の第2回審議会でご意見いただきたい事項と赤く囲ってあるところで、いつまで現状の料金設定で健全な経営を維持できるかについての一番下の右矢印があるところ、適切な料金への見直し時期はいつかと。この点について今問われましたが、皆様のご意見をいただきたいと思います。それでは、また順番ということでご発言をいただきたいと思いますので、今まで説明を受けてきた中で、時期、次は3年ごとに見直しが、審議会があるのですが、その時期ですね。次の時に、適切な料金への見直しをするとか、いろいろ考えられます。ご意見をいただけたらと思います。では委員、よろしく願いします。

○委員 今のところ、この事務局の提案に沿って行くのがいいかなと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。では委員、お願いします。

○委員 私も同じく事務局の提案でよろしいのかなと思うのですが、少し早めでもいいのかもという気もしつつ、みたいな感じです。こんな重要なことを簡単に発言できないと思いつつも。以上です。お願いします。

○会長 委員、お願いします。

○委員 私も早いほうがいいと思うのですけれども、逆に遅いぐらいかなというイメージです。前回9年前に同じような審議会を開いたということで、その間に、その当時からも言われていたと思うのですけれども、人口減少は日本全体の課題というようなお話があったと思います。それも踏まえて、全体的に考えた時に、この時期では少し遅かったのかなというイメージですかね。ですからなるべく早い段階で、市民の方の周知もとても大切なので、そのセオリーというのですか、手順を踏んでいただいて、粛々と進めていただければと思います。以上です。

○会長 次に委員、よろしくお願いします。

○委員 10ページの今後の推移というところが、参考までにというところでしょうけど、あまりにも落ち込みが大きくなってきた時に、料金を慌てて上げて大丈夫なんでしょうかという思いはします。市民への周知が徹底していなければ色々なご意見もありましようから、でも、出来ることだったら早めのほうが、これから盛り上げようという力、推進力がなくなってしまう前に、大きな痛手となる前に、何か出来た方がいいかなと思っています。以上です。

○会長 それでは委員、お願いします。

○委員 先ほども剰余金のところで触れさせていただいたのですけれども、令和8年度から上がる見込みということであるのであれば、いろいろな準備もあると思うのですけれども、8年度を想定して動かれてもいいのではないかなと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。それでは委員、よろしくお願いたします。

○委員 事前に資料を見させていただいた中では、これが想定されるスケジュールかなと思いつつも、もっと早くてもいいと実は思っていたのですね。ただ、今日の会議であまりそういうことを言うと、事務局も困ってしまうかなと思って控えようと考えていたのですけれども、今、他の委員からのお話を伺って、そのとおりでと思います。ただ、この経営戦略の改定が来年度、現行の戦略が令和3年3月策定ですね、ここは中間見直しのベストタイミングだと思います。下水道は国土交通省が所管行政な

のですけど、公営企業全般を総務省が所管しています。総務省が定めているガイドラインによると、策定して終わりではなくて、毎年度進捗管理を行って、3から5年以内に改定していくと書いている。ちょうど4年なので、これもうジャストなのです。まさにベストなタイミングだと思います。その上で、令和8年度に適切な料金体系の検討というのは、東京都の流域下水道の単価の見直しははっきり示されるのがいつかというところにかかってくると思うのですね。それが例えば令和7年度の後半なのか、8年度の早い段階で示されて、例えば8年度のすごく早い段階で示されて、その年に使用料の検討をし、審議会まで出来たなら1年前倒しが出来るかもしれません。不確定要素もあり、時期にもよると思うので、今の段階だと10年4月からというのが現実的かなという印象です。あとは先ほど課長からお話あったように、人口推計のところでも聞いた時に、実はその下位推計ということで、若干安全側を見ていると。あと核家族化によって、水量が上振れる見込みもある。工場とか事業所というのは、他にも事業所収入とか、景気の動向にも左右されて、節水にシフトしやすいなど、不確定要素が非常に多いので、まずは、来年度しっかり経営戦略を見直すというのが重要で、その後は、状況によって使用料の見直しのための検討を踏まえ、判断するというのがよろしいのではないかと思います。感想ですけど、以上です。

○会長 ありがとうございます。全般的にご意見伺ったのですが、事務局として最後よろしく願います。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。事務局としても不確定な、まだ捉えきれていない部分の情報がたくさんあるので、そこを反映するのは難しいというのが正直なところです。今回提案しました流域下水道の維持管理負担金の見直しによる処理費用の増加見込みについては、1年後ぐらいにはだいぶ状況が変わってくるものと思われているところでございますので、そこから試算をはじめ、経営戦略に反映させていくということになります。この中で大事なものは、経費回収率でございます、経費回収率が低いと、国土交通省から改築工事に係る補助金を出しませんというような要件化もされているところでございます。そういった沢山の不確定な要素を、少しずつ、1つずつ積み上げながら、どんな料金体系にするのかというところを、今後検討して、市民の皆さんに周知をできるようなところまで持っていく、市民の皆さんから寄せられた意見を、次回の下水道使用料審議会にお示しするという方向で計画しております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは日程第1について、今まで①から②、③と続いてきましたが、そのことについて何か聞き忘れたこととか、言い忘れたことがございましたら伺いたしたいと思います。ございませんでしょうか。ではないということですので、日程第1については終了とさせていただきます。

それでは次に日程第2「その他」につきまして議題に供したいと思っております。事務局からの説明をお願いいたします。

○**畠山課長** 日程第2でございます。次回以降の日程について確認でございます。次回第3回につきましては、年明けの令和7年1月15日水曜日、時間は午前9時30分からを予定しております。今回の議題でございますが、こちらの勝手な都合で申し訳ございませんが、答申案をある程度まとめさせていただきたいと計画をしているところでございます。今日までにご審議いただきまして、ご意見いただいた内容をコンパクトにまとめまして、答申案の骨子となるようなものをお示ししたいと考えております。開催に当たりましては、改めまして文書で通知を差し上げます。なお、第4回目は2月6日木曜日、時間は同じく9時30分から予定をしております。以上でございます。

○**会長** ありがとうございます。次回の日程の確認でございました。皆様のご都合をお伺いしているということでの日程の確認ですが、改めまして、次回第3回は1月15日水曜日午前9時30分からということになっておりますので、よろしいでしょうか。ご意見ないようでしたらそのようにいたしたいと思います。予定議題につきましては、ただいま話がありました、答申案についてでございます。他に何かございますか。事務局からはほかに何かありますか。

○**畠山課長** ございません。

○**会長** ないようですので、議事に関しては、以上とし、最後に、本日の議事全体について言い忘れたことなどがありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回東大和市下水道使用料審議会を閉会といたします。ありがとうございました。皆様におかれましては、良いお年をお迎えください。